第 75 回栃木県新型コロナウイルス
感染症対策本部会議

日時　令和４(2022)年１月25日（火）18：00～

場所　県庁舎本館８階　危機管理センター本部室

次　　第

１　開　会

２　議　題

（１）　新型コロナウイルスの感染症患者の発生状況について

（２）　今後の対応について

（３）　その他

３　閉　会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田　富一
副本部長	副知事	北村　一郎
	副知事	末永　洋之
本部員	教育長	荒川　政利
	警察本部長	野井　祐一
	総合政策部長	阿久澤　真理
	経営管理部長	國井　隆弘
	県民生活部長	千金楽　宏
	環境森林部長	鈴木　英樹
	保健福祉部長	仲山　信之
	産業労働観光部長	辻　真夫
	農政部長	青柳　俊明
	県土整備部長	田城　均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本　陽夫
	会計局長	熊倉　精介
	企業局長	琴寄　行雄
	県議会事務局長	大橋　哲也
	人事委員会事務局長	清水　正則
	監査委員事務局長	北條　俊明
	労働委員会事務局長	渡邉　慶
	危機管理監	神山　正幸
	保健福祉部参事（感染症対策）	塚田　三夫

本部会議座席表（危機管理センター本部室）

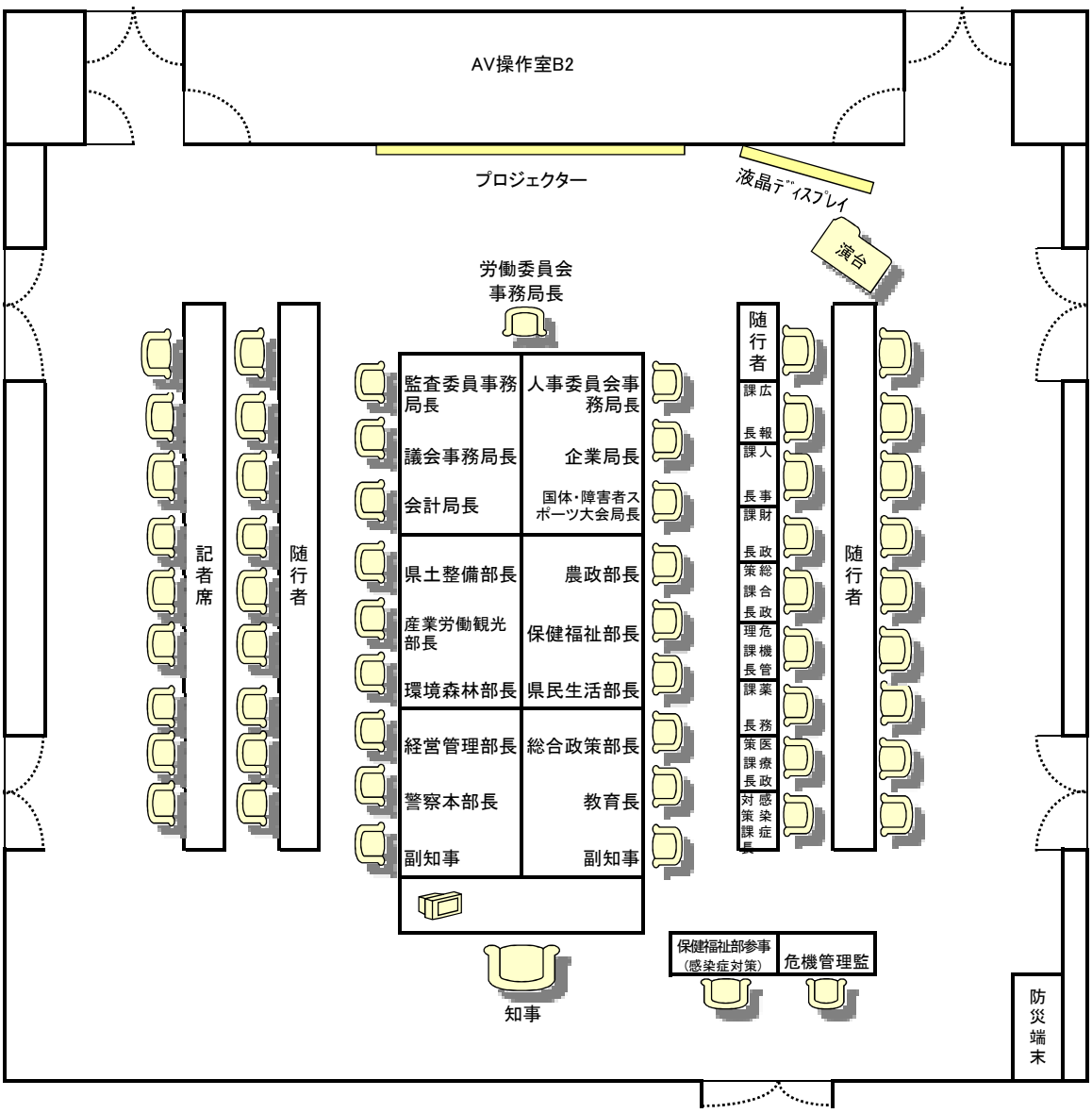

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況

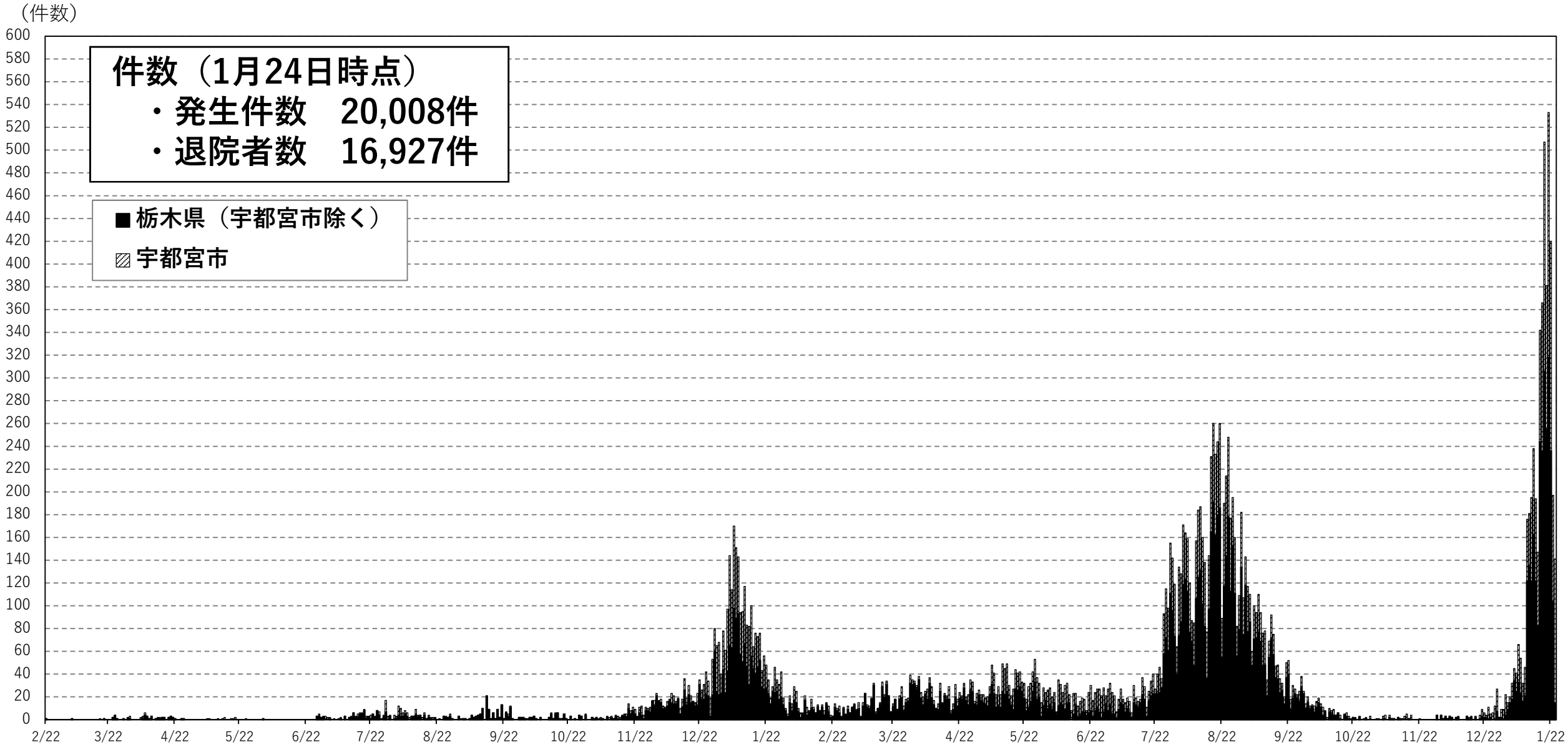

※グラフは判明日別の件数

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

陽性者数　計 20,008件（1月24日時点）

	検査件数	陽性者数	陽性率
栃木県	33,993	2,942	8.7%
県委託	391,277	9,923	2.5%
宇都宮市	26,722	1,739	6.5%
市委託	106,768	5,404	5.1%
合計	**558,760**	**20,008**	**3.6%**

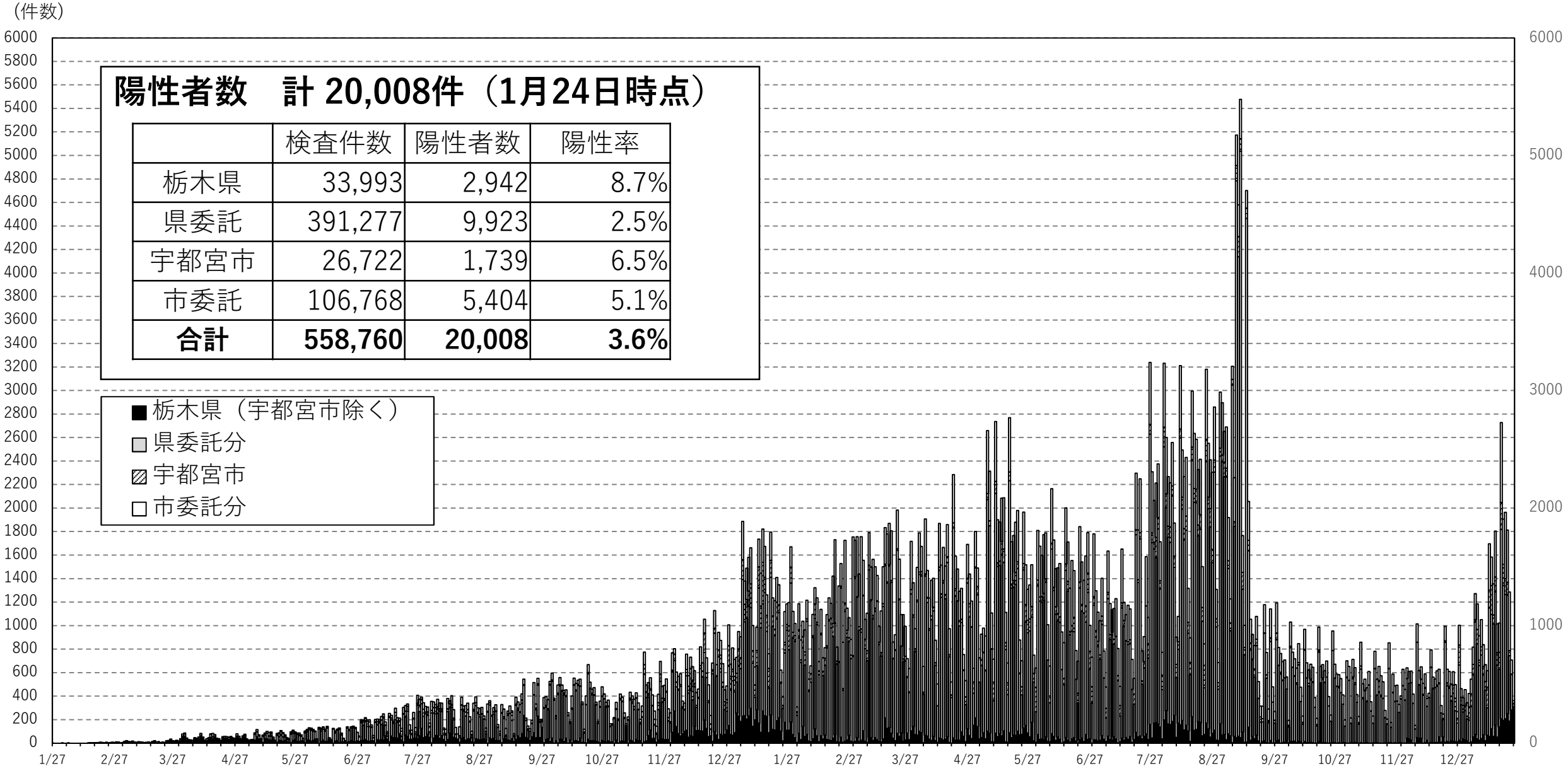

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

医療提供体制等の負荷

病床使用率

1月24日 現在値	36.3%	
過去最大値（直近日）	62.9%	（令和3年8月24日）

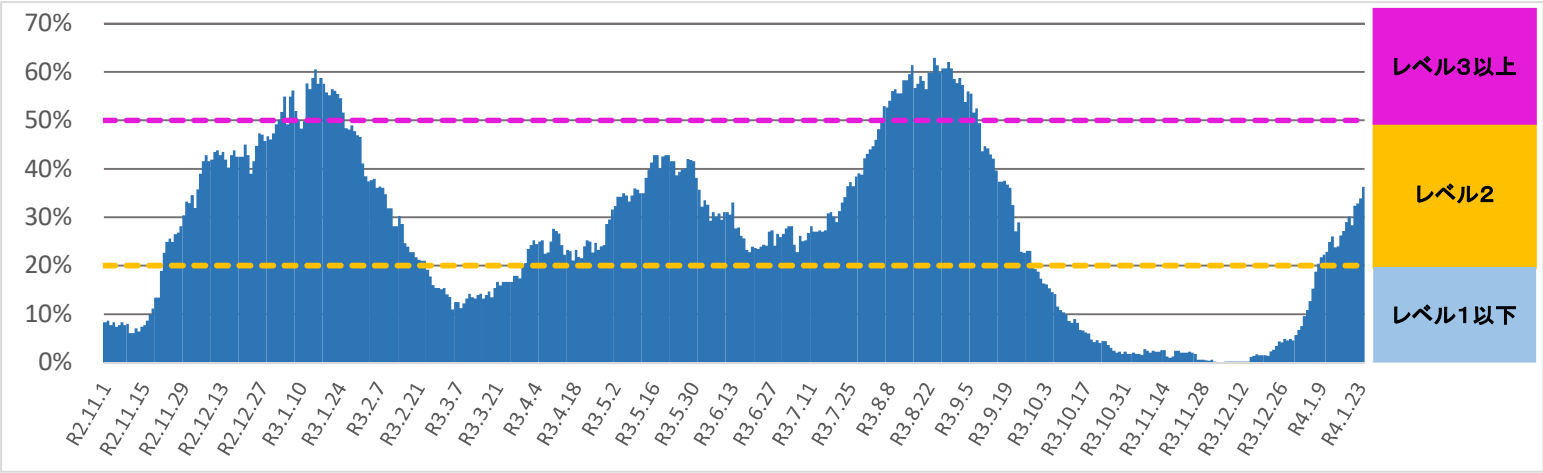

直近2週間の推移

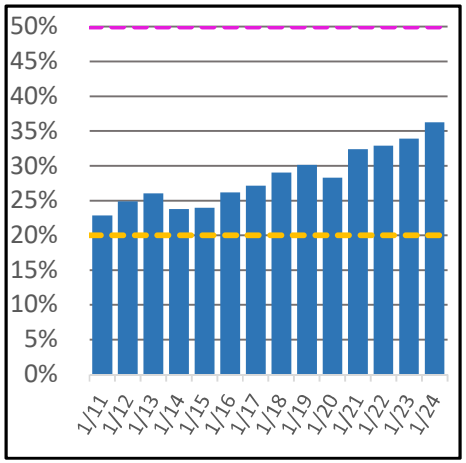

※受入病床数：313床(R2.9/16～)、317床(R2.12/26～)、333床(R3.1/8～)、337床(R3.1/14～)、377床(R3.2/1～)、409床(R3.3/5～)、448床(R3.6/1～)、461床(R3.8/20～)、477床(R3.9.9～)、502床(R3.9.28～)、533床(R3.11.30～)、538床(R4.1.4～)、590床(R4.1.20～)

※利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

重症病床使用率

1月24日 現在値	0.0%	
過去最大値（直近日）	47.8%	（令和3年8月23日）

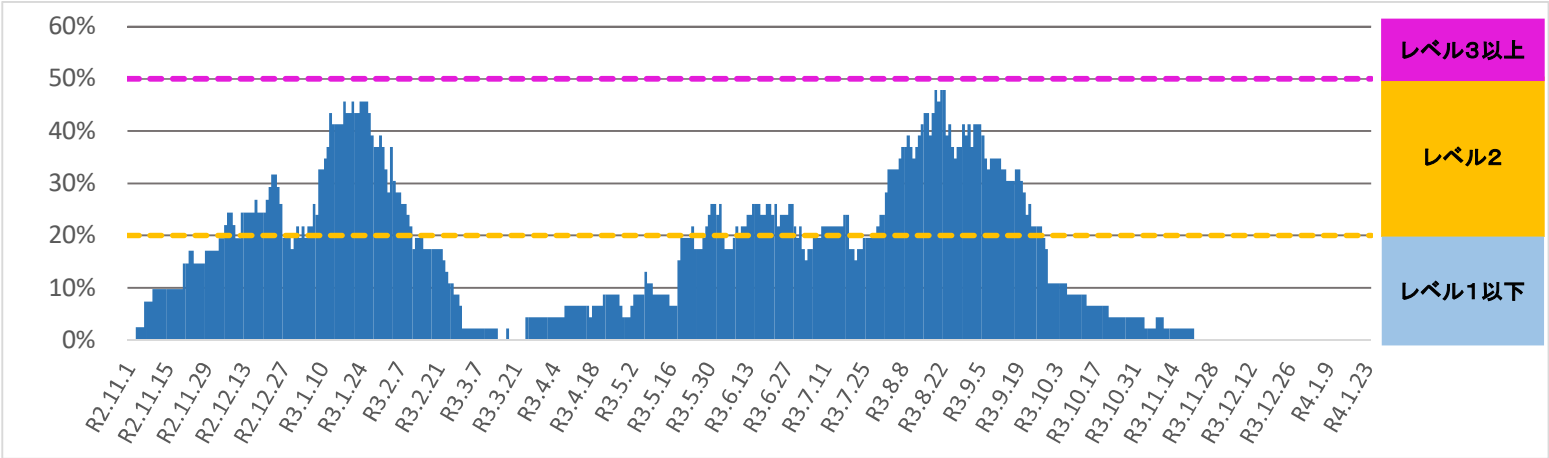

直近2週間の推移

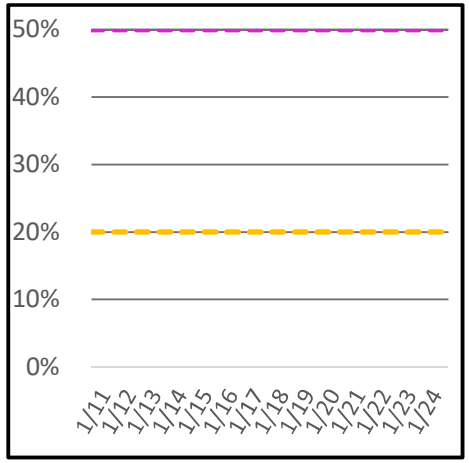

※重症病床数：受入病床313床のうち41床(R2.9/16～)、受入病床317床のうち46床(R2.12/26～)、受入病床333床のうち46床(R3.1/8～)、受入病床337床のうち46床(R3.1/14～)、受入病床377床のうち46床(R3.2/1～)、)、受入病床409床のうち46床(R3.3/5～)、受入病床448床のうち46床(R3.6/1～)、受入病床461床のうち46床(R3.8/20～)、受入病床477床のうち46床(R3.9/9～)、受入病床502床のうち46床(R3.9/28～)、受入病床533床のうち46床(R3.11/30～)、受入病床538床のうち46床(R4.1/4～)、受入病床590床のうち46床(R4.1/20～)

※利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

監　視　体　制

検査陽性率（直近1週間）

1月18日～　1月24日	23.6%	
過去最大値（直近日）	24.0%	（令和4年1月17日　～　1月23日）

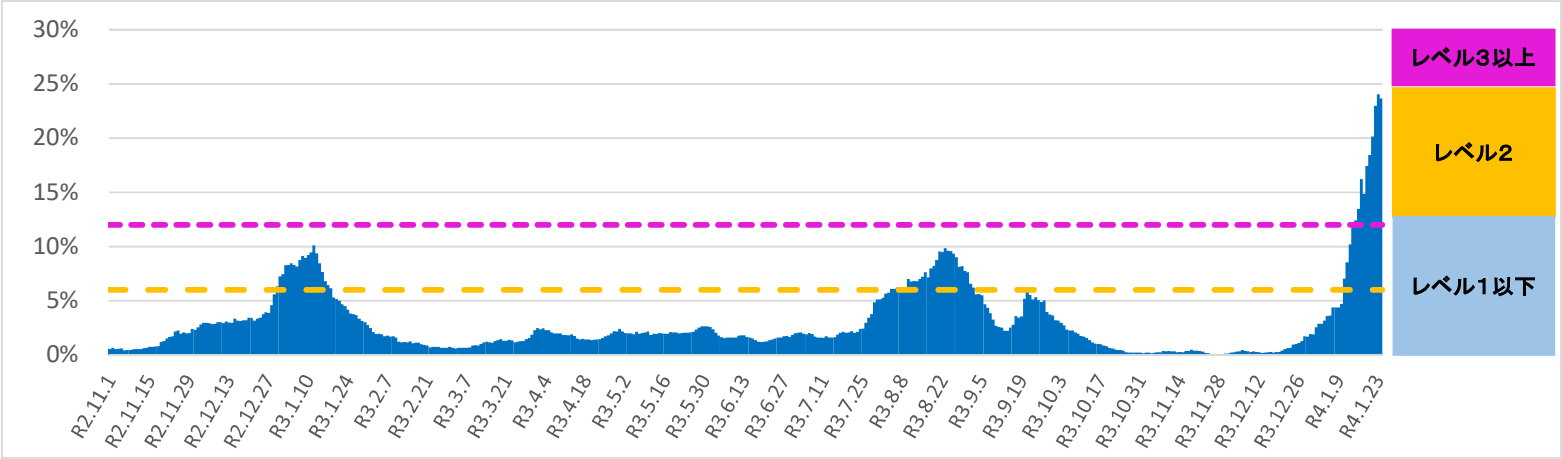

直近2週間の推移

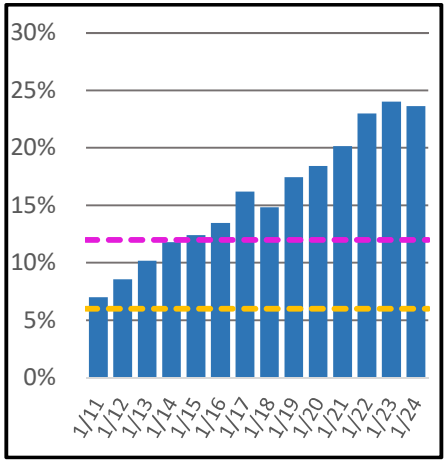

※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

感　染　の　状　況

人口10万人あたりの
新規感染者数（直近1週間）

1月18日～　1月24日	131.7人	
過去最大値（直近日）	142.1人	（令和4年1月17日　～　1月23日）

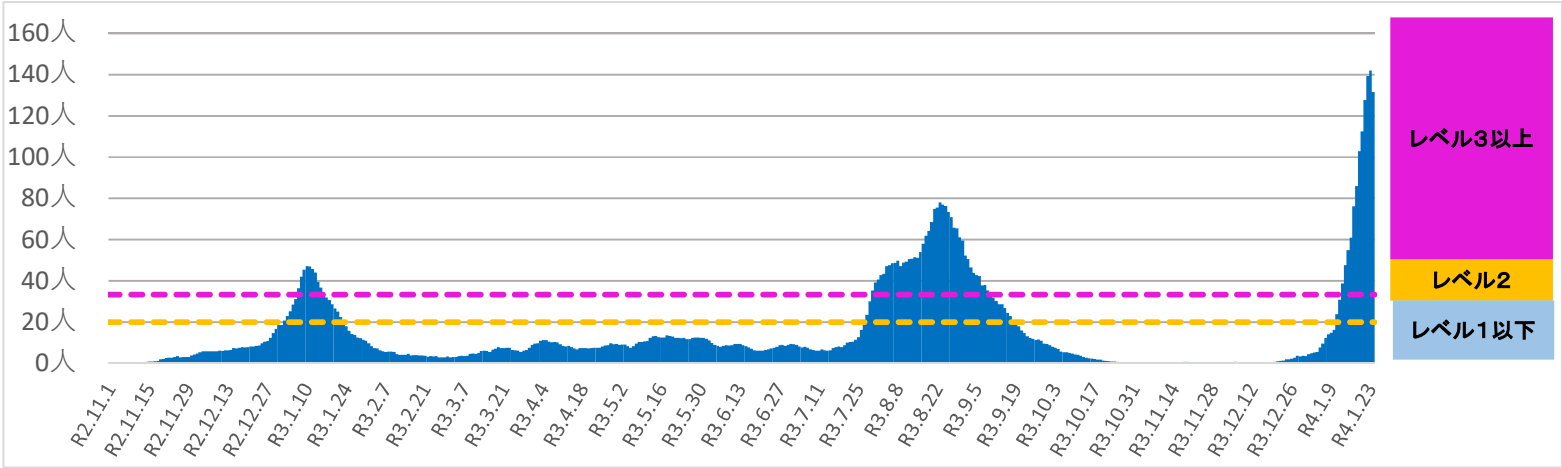

直近2週間の推移

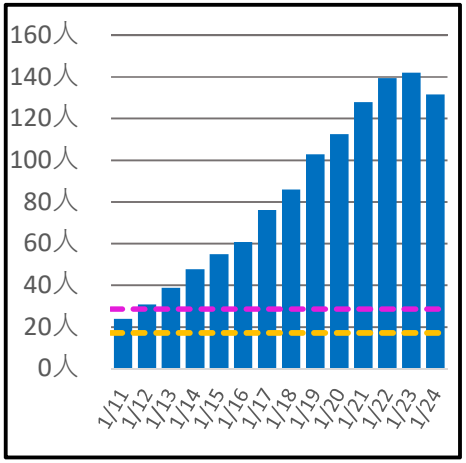

感染拡大・縮小の判断

新規感染者数の直近１週間
と先週１週間の比較

1月18日～　1月24日　1.7

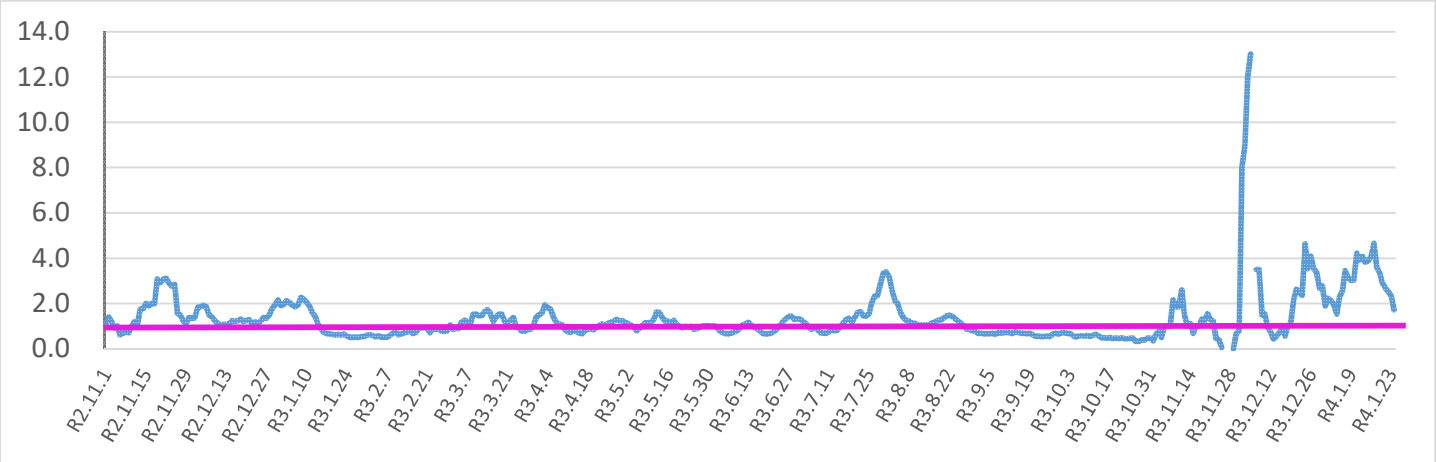

直近2週間の推移

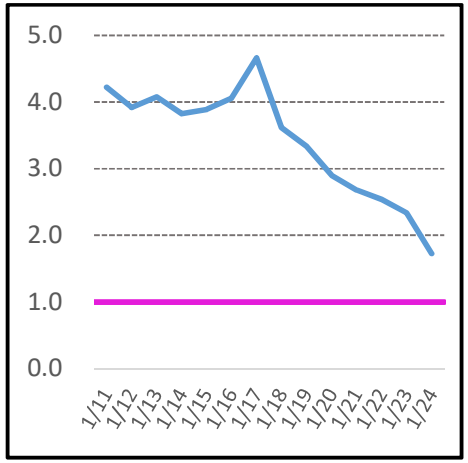

警戒度レベルの判断に使用するモニタリング指標

医療提供体制等の負荷

入院率

1月24日　現在値	6.9%	
過去最小値（直近日）	6.3%	（令和4年1月22日）

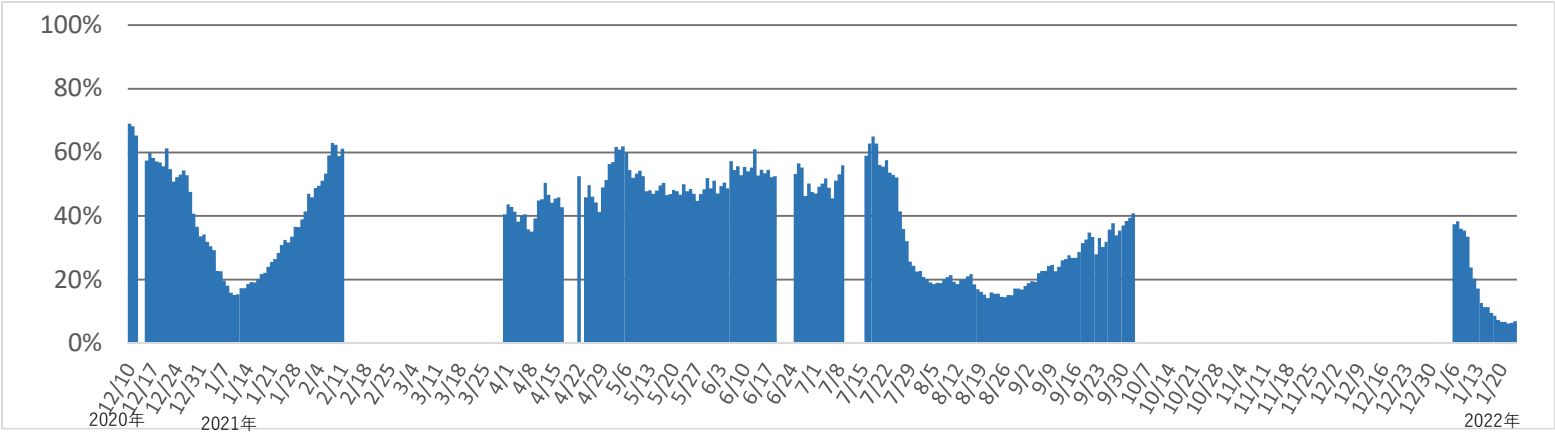

※療養者数に対する入院者数の割合

（療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用のため、初めて超えたR2.12/10以降を表示）

直近2週間の推移

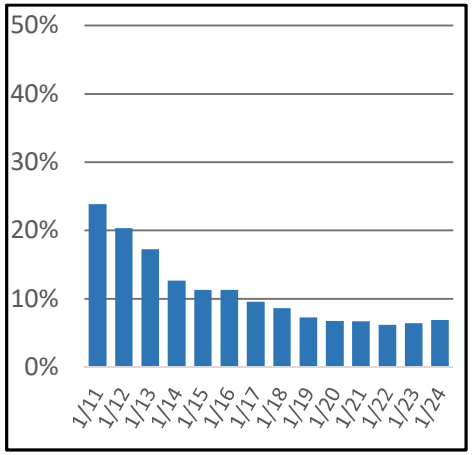

中等症者の推移

1月24日　現在値	16人	
過去最大値（直近日）	91人	（令和３年8月26日）

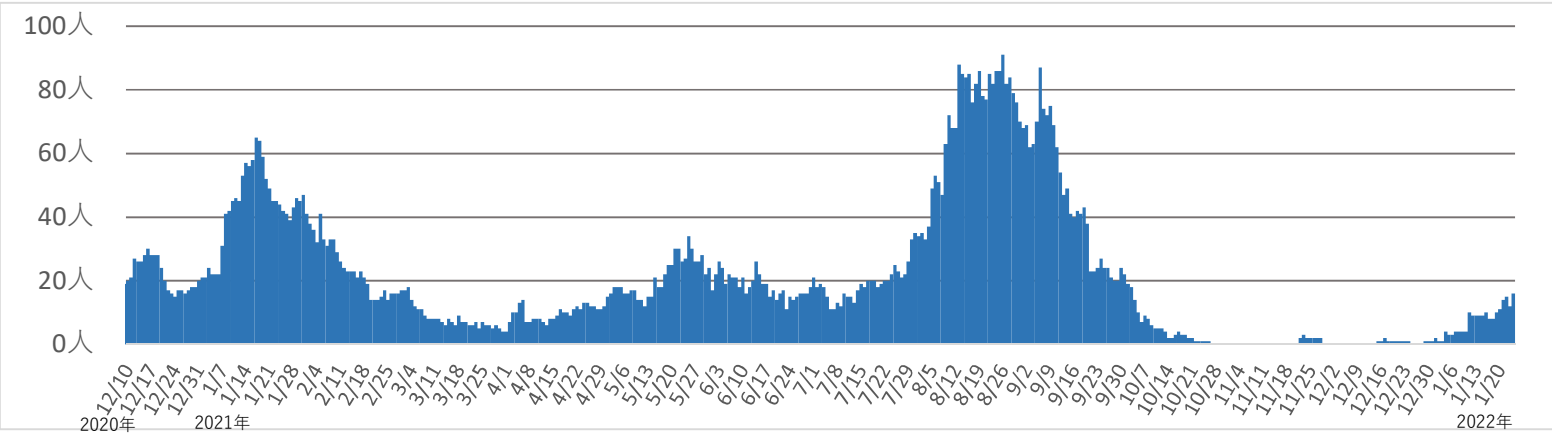

※入院者における中等症Ⅱのうち酸素投与者を計上

直近2週間の推移

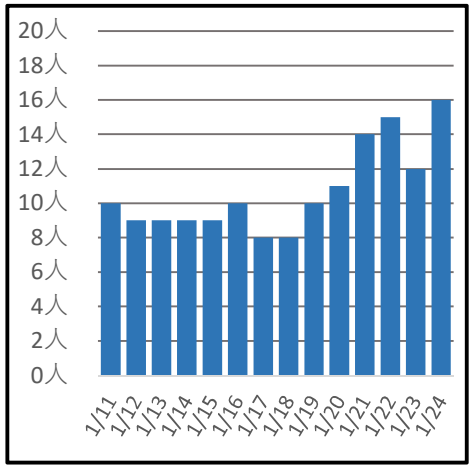

感　染　の　状　況

人口10万人あたりの全療養者数

1月24日 現在値	159.4人	
過去最大値（直近日）	160.4人	（令和4年1月22日）

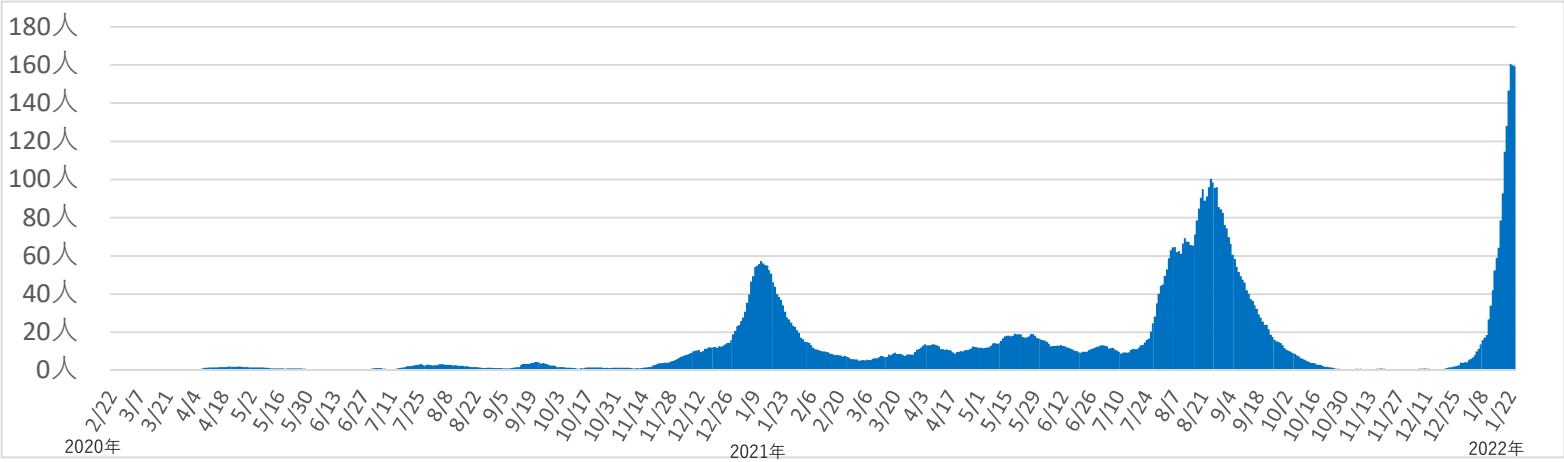

直近2週間の推移

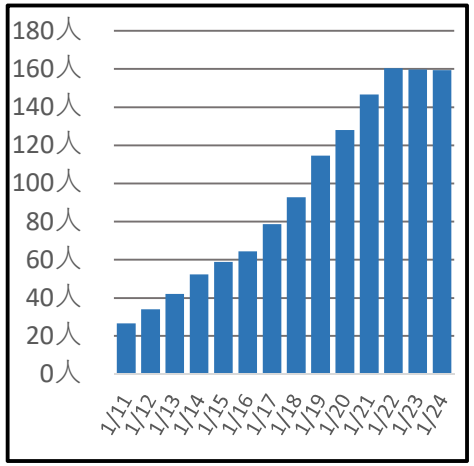

感染経路不明割合（直近1週間）

1月18日～	1月24日	47.3%	※令和2年6月27日以降
過去最大値（直近日） ※		85.7%	（令和2年8月31日 ～ 9月6日）

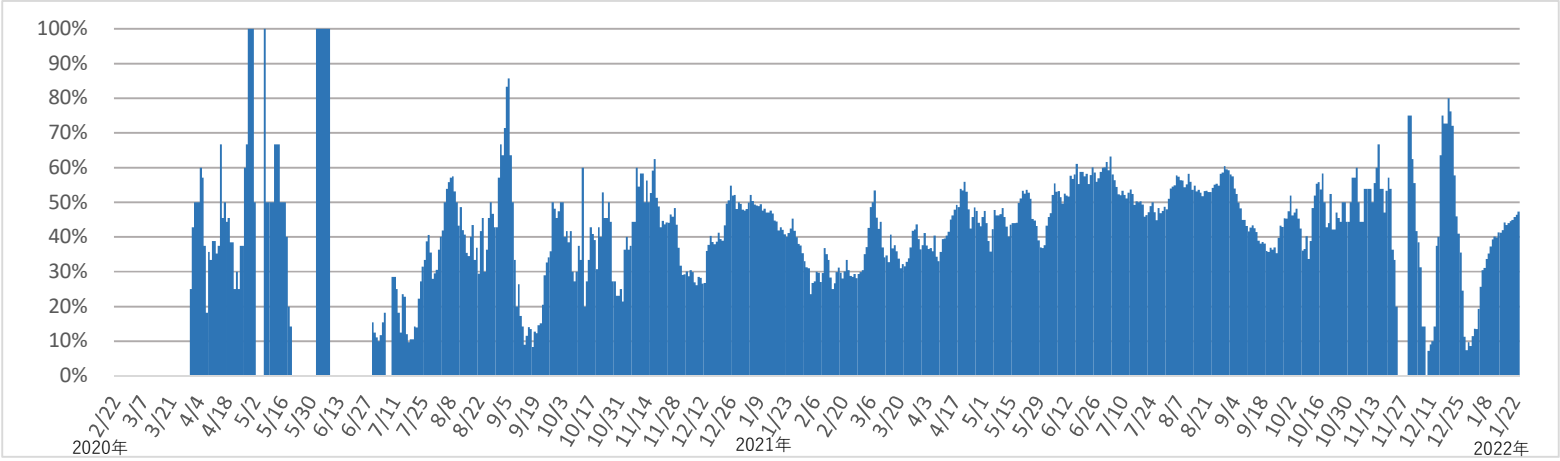

直近2週間の推移

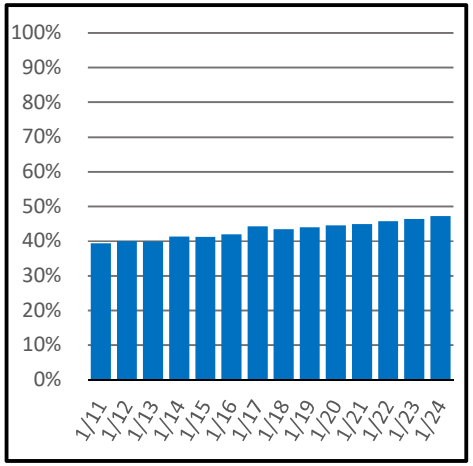

発症日別陽性者数

1月21日 現在値	229人	（※発症日から判明日まで平均３日程度のため、３日前を現在値とする）
過去最大値（直近日）	353人	（令和4年1月19日）

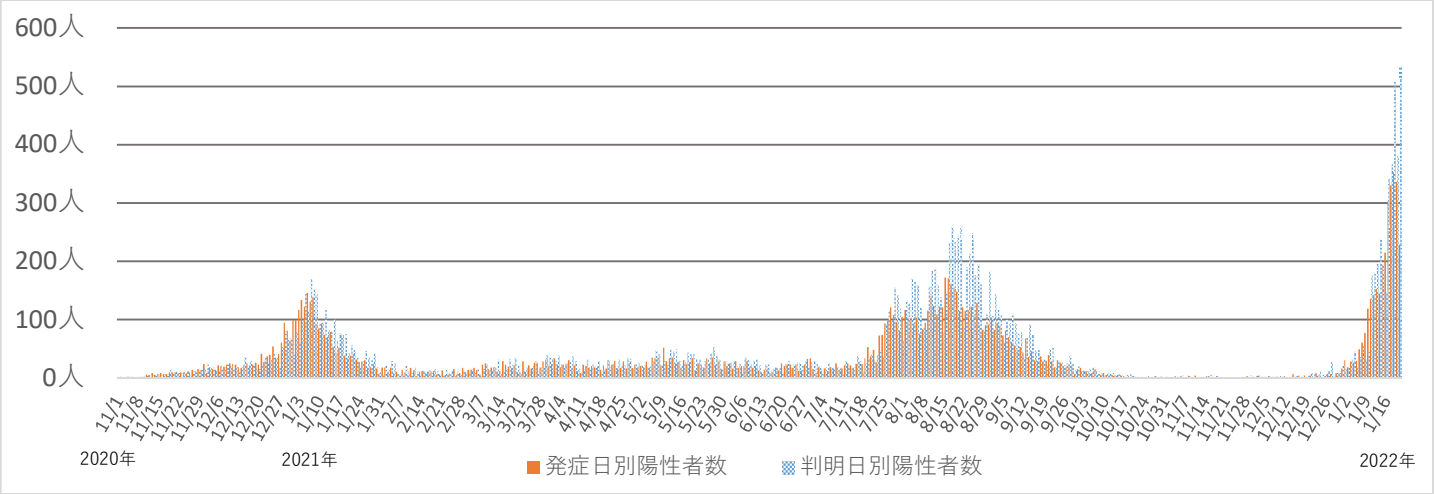

直近2週間の推移

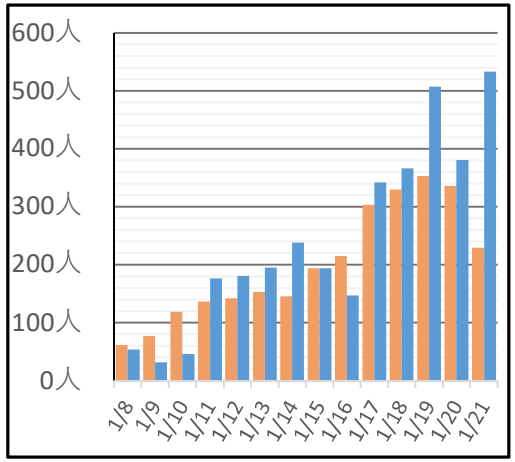

20代～30代の新規陽性者数及び割合

1月24日 現在値	40人	1月18日～ 1月24日	33.5%	
過去最大値（直近日）	181人	（令和4年1月21日） 過去最大値	80.0%	（令和3年11月4日）

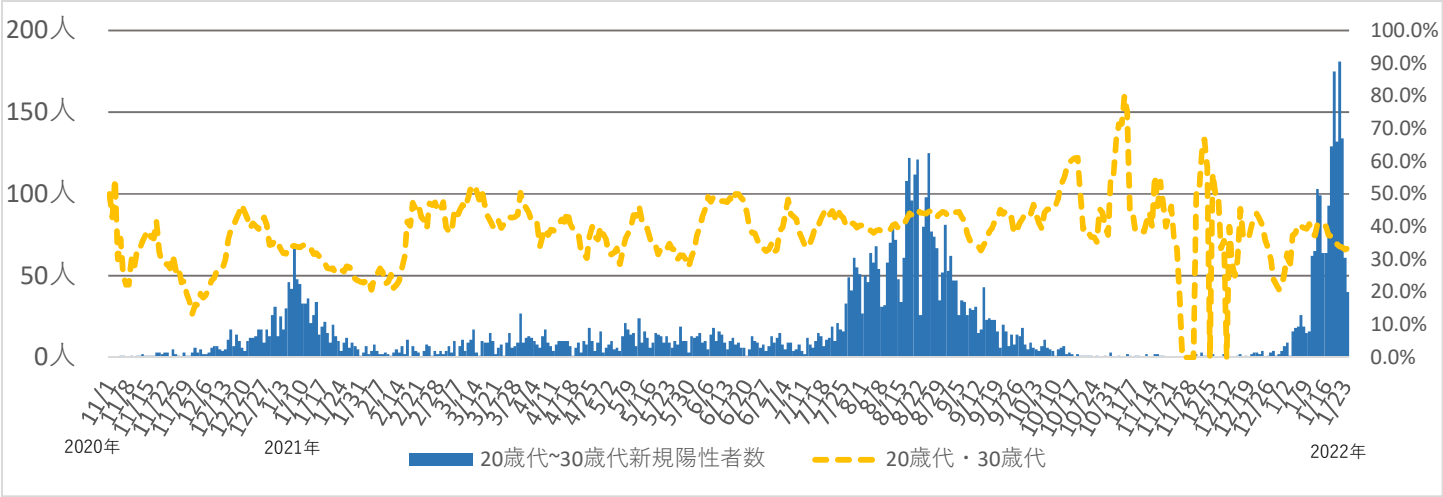

直近2週間の推移

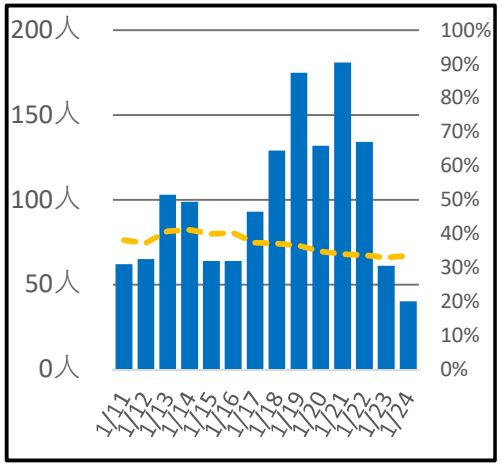

※判明日ベース　　※割合は一週間合計における割合としている。

宇都宮市・小山市の夜間の人流
（21時の人流（前週との比較））

1月21日

宇都宮市	-21.6%	小山市	-20.0%

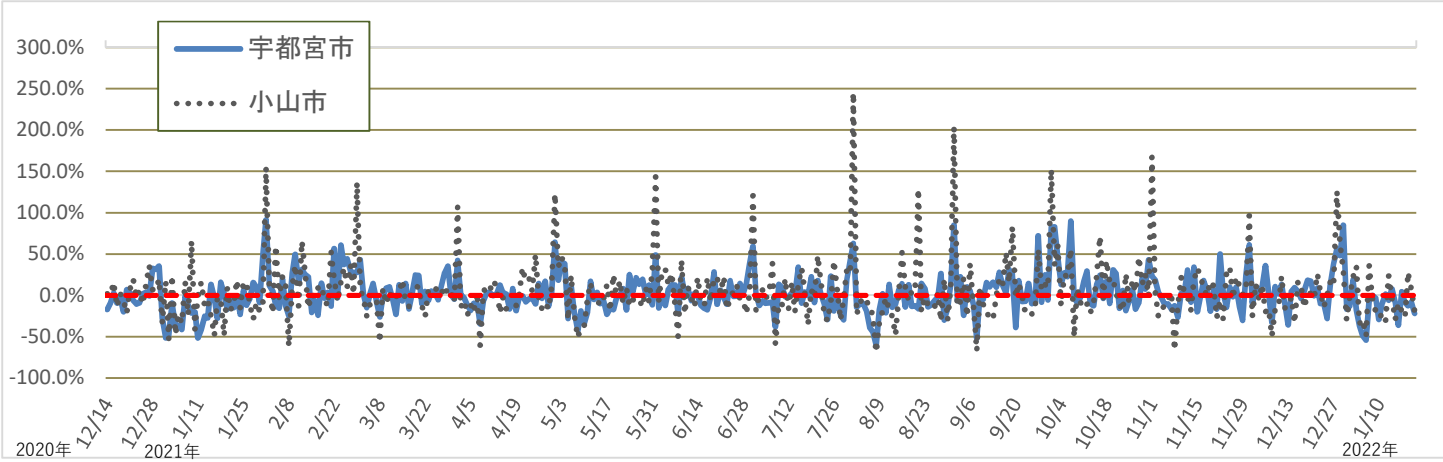

直近2週間の推移

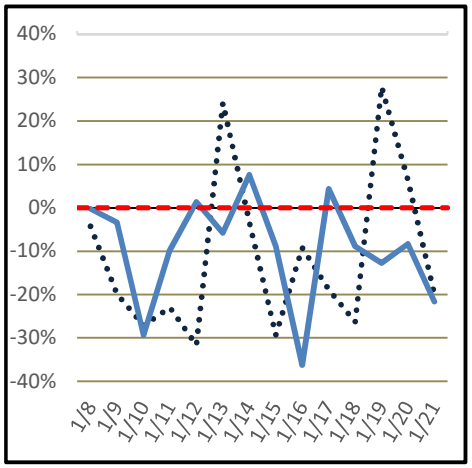

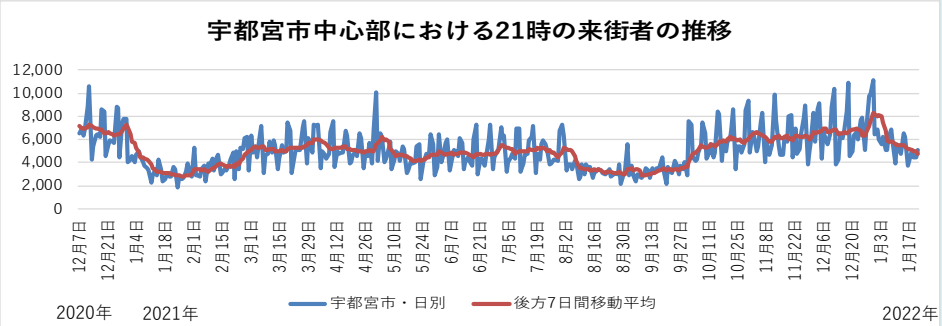

1月21日（金曜日）

宇都宮市（21時）

16.2%
前日との比較

−21.6%
前週との比較

−39.4%
感染拡大以前との比較

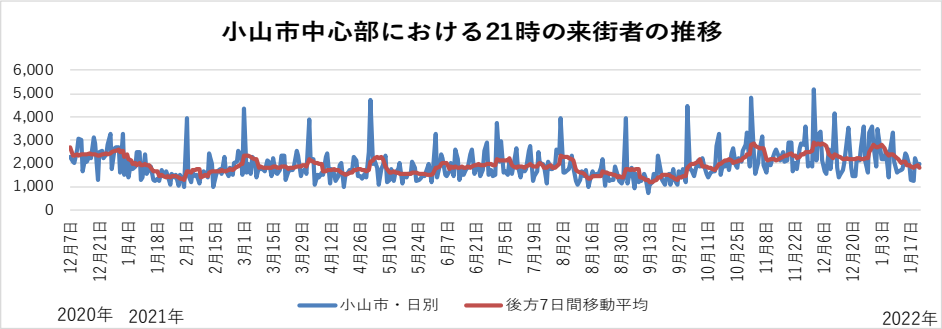

1月21日（金曜日）

小山市（21時）

4.0%
前日との比較

−20.0%
前週との比較

−21.3%
感染拡大以前との比較

KDDI株式会社が提供する「KDDI Location Analyzer」（以下「KLA」という。）にて、特定のエリア(88箇所)を対象に取得する滞在者情報を元に栃木県が作成しています。当該情報は、KLAにおける位置情報の利用に許諾したユーザー数をもとに、全人口に対するユーザーの割合等を踏まえ、KLAにて拡大推計した人数を利用しています。

（注意事項）
・当該情報は、対象日において該当エリアに30分以上滞在した推計来訪者数を集計しています
・来街者とは、直近1箇月の夜間(22時から翌朝5時まで)と直近1箇月の昼間(8時から19時まで）の最頻所在地が該当エリアに含まれない場合の推計来訪者と定義しています
・当該情報は、原則3日前の情報を最新の情報として掲載しています
・前日との比較では、休日と平日のデータ比較となる場合は、非常に大きな数値となっている場合があります
・前週との比較とは、前週の同曜日と比較しています。
・感染拡大以前との比較とは、令和2(2020)年1月18日から同年2月14日の同曜日の平均と比較しています

市町別人口10万人あたり１週間新規感染者数

	12月28日 ～1月3日		1月4日 ～1月10日		1月11日 ～1月17日		1月18日 ～1月24日	
	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人
宇都宮市	64	12.3	115	22.2	391	75.4	912	175.8
足利市	9	6.2	8	5.5	76	52.5	191	132.0
栃木市	0	0.0	12	7.7	90	57.9	147	94.5
佐野市	10	8.6	27	23.2	98	84.3	151	129.9
鹿沼市	1	1.1	14	14.9	48	51.0	113	120.2
日光市	1	1.3	10	12.9	31	39.9	78	100.4
小山市	0	0.0	17	10.2	153	91.8	214	128.4
真岡市	13	16.6	25	32.0	37	47.3	83	106.2
大田原市	0	0.0	7	9.7	30	41.6	41	56.9
矢板市	0	0.0	4	12.8	25	80.2	16	51.3
那須塩原市	0	0.0	19	16.5	70	60.8	87	75.5
さくら市	0	0.0	4	9.0	30	67.4	63	141.5
那須烏山市	2	8.0	5	20.1	114	458.3	32	128.6
下野市	0	0.0	7	11.8	62	104.2	127	213.4
上三川町	0	0.0	6	19.5	24	77.9	47	152.6
益子町	0	0.0	2	9.1	13	59.4	29	132.4
茂木町	0	0.0	2	16.8	40	336.4	14	117.7
市貝町	0	0.0	1	8.9	5	44.4	2	17.8
芳賀町	0	0.0	5	33.4	4	26.7	14	93.6
壬生町	0	0.0	2	5.1	34	86.1	37	93.7
野木町	1	4.0	0	0.0	11	44.2	15	60.2
塩谷町	0	0.0	1	9.7	4	38.6	6	57.9
高根沢町	1	3.4	7	23.9	16	54.7	24	82.1
那須町	0	0.0	0	0.0	6	25.0	15	62.6
那珂川町	0	0.0	3	19.7	13	85.4	27	177.5
県内市町村合計	102	5.3	303	15.7	1425	73.7	2485	128.6
県外等	2		13		48		60	
県発表分総計	104	5.4	316	16.3	1473	76.2	2545	131.7

レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0

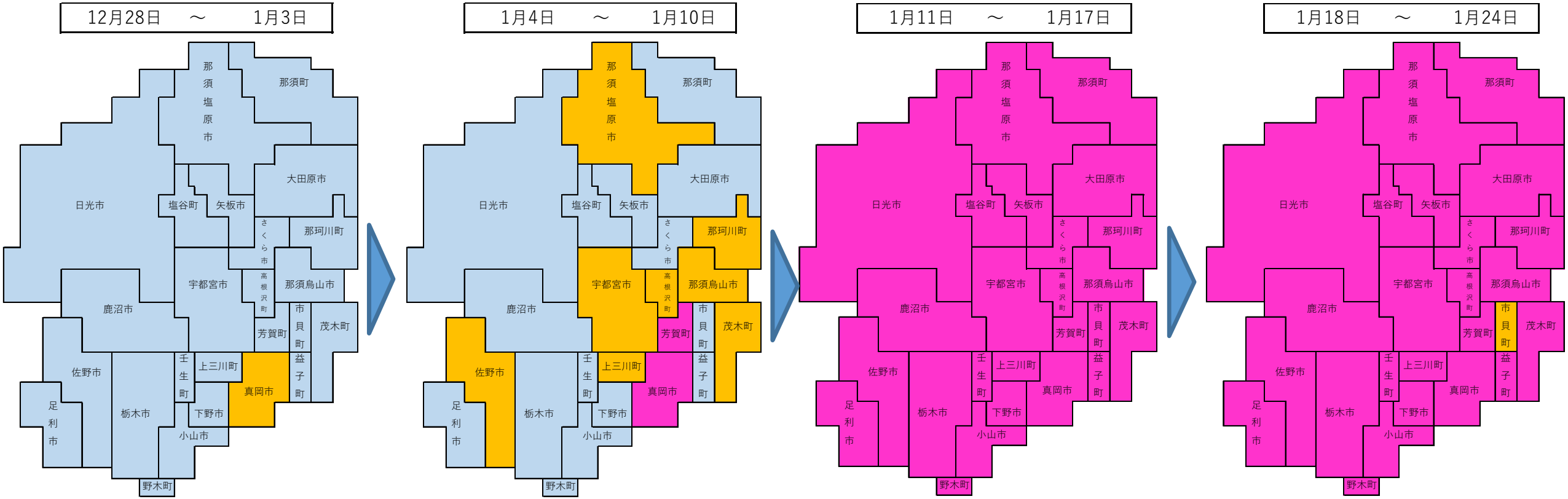

※ステージはあくまで県の警戒度レベルの判断基準となる指標の「人口10万人あたりの新規感染者数」に当てはめた場合であり、当該市町の警戒度レベルを示すものではありません。

最近の感染動向（年代別の新規感染者割合）

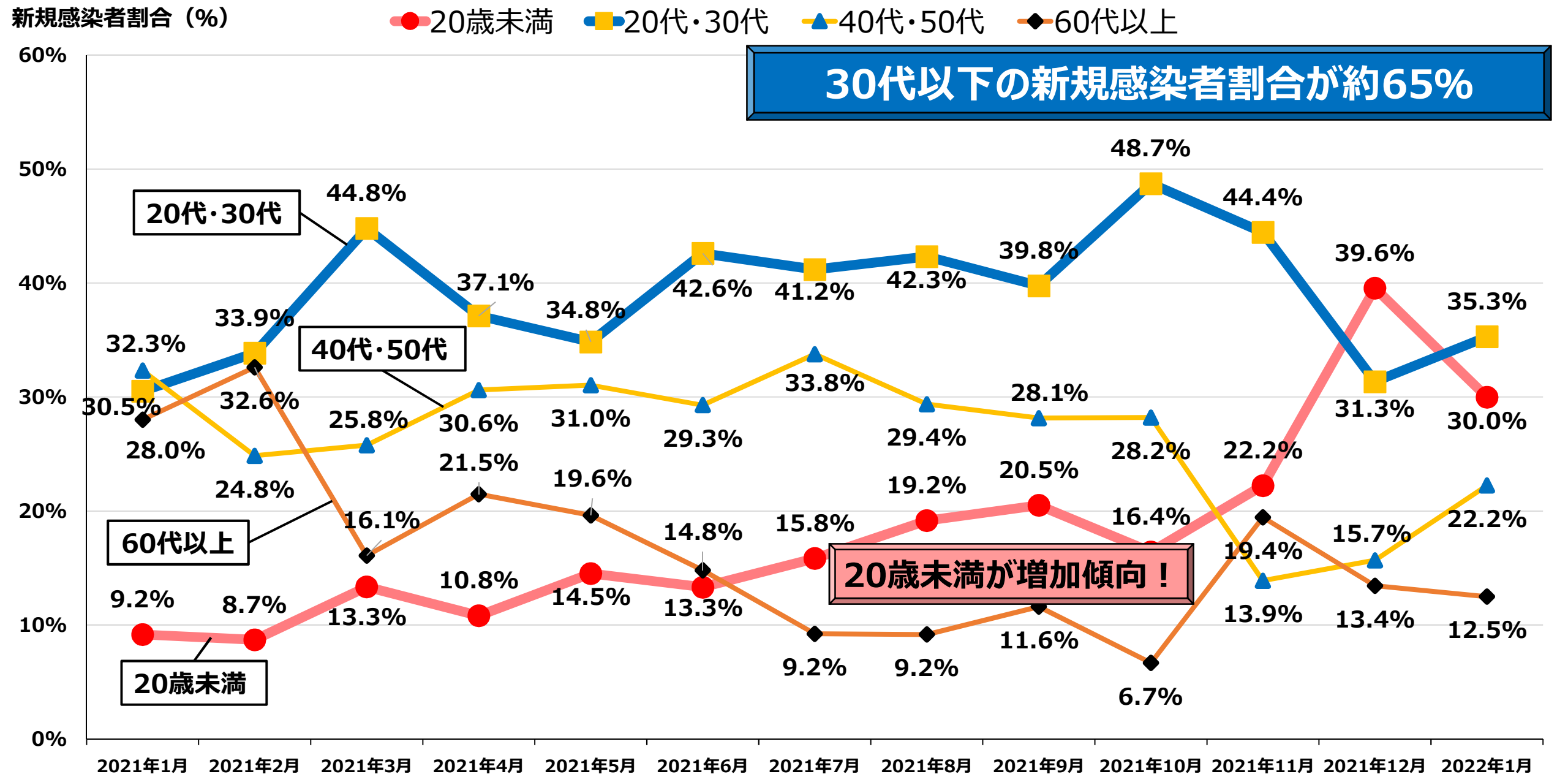

直近のクラスター発生状況

発生場所

期間：12/25～1/24

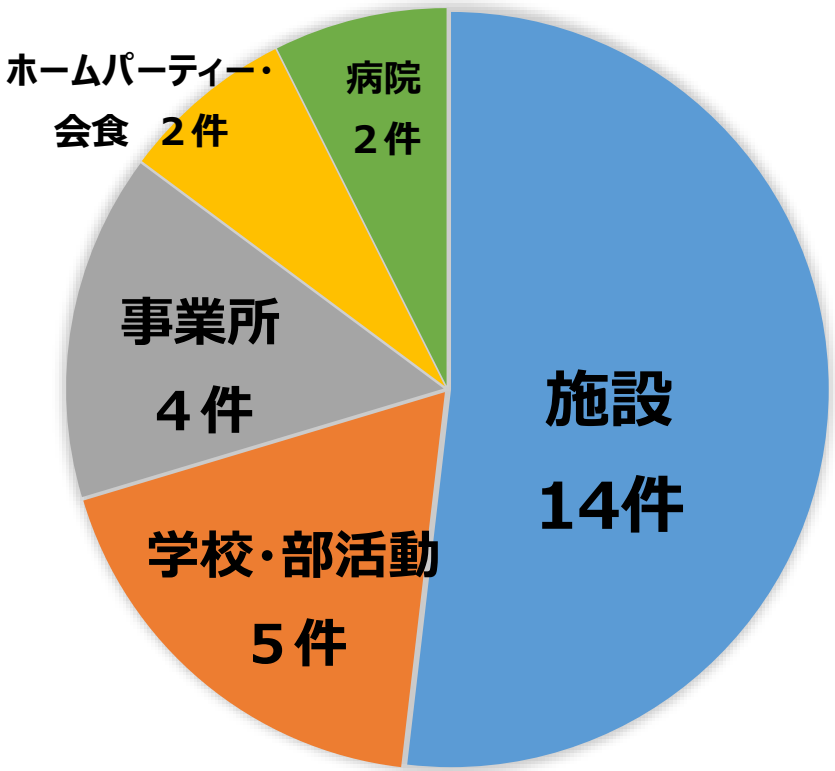

発生件数：27件
陽性者数：366名（1/24時点）

主な原因(推定)

○感染対策不足
　・換気不良
　・密環境での飲食
　・マスクなしでの会話
○体調不良時の利用・勤務等　など

必要な対策

○基本的な感染対策
（適切な換気、共用部分の消毒、手指消毒の徹底など）
○管理者による職員・従業員・生徒等の健康管理の徹底
○「新しい生活様式」の実践　など

栃木県新型コロナ警戒度基準

警戒度レベルの判断に使用する主な指標及び目安

			警戒度レベル					備考	
			レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル	現在値 (R4.1.24)	過去 最大値
			緊急事態措置	まん延防止等重点措置	感染拡大期 感染収縮期				
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率(※1)	状況をみて判断	50%以上	20%以上	20%未満	新規感染者数ゼロを維持	36.3%	62.9% (R3.8.24)
		重症病床使用率(※1)		50%以上	20%以上	20%未満		0.0%	47.8% (R3.8.23)
監視体制	検査陽性率(直近1週間)			10%以上	5%以上	5%未満		23.6%	24.0% (R3.1.17～1.23)
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数(直近1週間)			25人以上 ※実数:484人以上	15人以上 ※実数:290人以上	15人未満 ※実数:290人未満		131.7人	142.1人 (R4.1.17～1.23)

※1 最大確保数に対する割合
※2 第6波における最大値

感染拡大・収縮の判断	新規感染者数の直近1週間と先週1週間の比較	1.7	4.7 (R4.1.11～1.17※2)

病床使用率について

　コロナ医療には通常以上の人員や医療資源が必要です。このため本県の医療提供体制においては、コロナ病床使用率が20%を超えると急性期医療などコロナ以外の医療に大きな支障が生じかねず、更に50%を超えると医療全体が危機的な状況に陥っていると言えます。

R4.1.21

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、
感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル		県民・事業者	飲食店等	イベント
レベル４ 避けたいレベル	緊急事態	外出自粛も含めたより強い要請	休業要請も含めたより強い要請	原則中止も含めたより強い要請
レベル３ 対策を強化すべきレベル	緊急事態	【県民】 ・混雑や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える ・不要不急の帰省や旅行等、都道府県間の移動は極力控える（対象者全員検査を受けた者を除く） 【事業者】 ・出勤者数の削減目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進 ・時差出勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進	酒類・カラオケ設備提供店に対し休業要請 （対象者全員検査の実施により収容率50%上限でカラオケ設備提供可） 【認証店】20時までの時短・酒提供禁止・協力金あり 又は 21時までの時短・酒提供可・協力金あり ともに対象者全員検査の実施により人数制限解除 感染状況により酒提供不可とすることもある 【非認証店】20時までの時短・酒提供禁止・5人未満 協力金あり	＜人数制限＞ 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定 かつ 対象者全員検査の実施により収容定員まで ・感染防止安全計画策定のみの場合１万人まで ・計画未策定の場合５千人まで 【大声あり】 ５千人又は収容率50%のいずれか小さい方 ※開催時間については原則要請なし
レベル２ 警戒を強化すべきレベル	まん延 防止等重点措置	【県民】 ・混雑や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛 ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控える（ＶＴＰ等適用者を除く） 【事業者】 ・テレワ-ク活用や休暇取得促進等により出勤者数削減を推進 ・時差出勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進	措置区域に対し、 【認証店】21時までの時短・酒提供可・協力金あり 又は 時短要請なし・酒提供可・協力金なし ともに ＶＴＰ等により人数制限解除 感染状況により酒提供不可とすることもある 【非認証店(認証店も選択可)】 20時までの時短・酒提供禁止・５人未満 協力金あり	＜人数制限＞ 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定 かつ ＶＴＰ等により収容定員まで ・感染防止安全計画策定のみの場合２万人まで ・計画未策定の場合５千人まで 【大声あり】 ５千人又は収容率50%のいずれか小さい方 ※開催時間については原則要請なし
	感染拡大期 感染収縮期	【県民】 ・都道府県間の移動に際しては基本的な感染防止対策を徹底 ・緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は極力控える（ＶＴＰ等適用者を除く） 【事業者】 ・テレワーク等人との接触低減に取り組む	「感染拡大期」 感染拡大地域に対し、 【認証店】時短要請なし・酒提供可・協力金なし ＶＴＰ等により人数制限解除 【非認証店】20時までの時短・酒提供可・５人未満 協力金あり 感染状況により酒提供不可とすることもある 本取り扱いについては要請を行う際に整理	＜人数制限＞ 【大声なし】 ・感染防止安全計画策定により収容定員まで ・計画未策定の場合は５千人又は収容率50%のいずれか大きい方 【大声あり】 収容率50%
レベル１ 維持すべきレベル		【県民】 ・基本的な感染対策の徹底（「３密」の回避、「新しい生活様式」の実践） ・とちまる安心認証店の利用推進 【事業者】 ・人との接触機会を低減する取組の継続・実施 ・感染拡大防止のための適切な取組の実施（ガイドラインの徹底、会話する＝マスクする、居場所の切り替わりへの注意） ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施 感染不安の無症状者は検査を受けること(感染状況により要請)	飲食を提供する方は、 ・パーティション(アクリル板等）の適切な設置 又は 座席間隔（１m以上）の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 に取り組むこと ＶＴＰ等＝ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査 ※ＶＴＰ等及び対象者全員検査による緩和は感染状況により中止することがある	
レベル０ 感染者ゼロレベル				

警戒度モニタリング状況等について

１　警戒度判断の主な指標（令和４(2022)年１月 24 日現在）

指　標			現在値	レベル
医療提供体制の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率	36.3%	レベル２
		重症病床使用率	0.0%	レベル１以下
監視体制	検査陽性率（直近１週間）		23.6%	レベル３以上
感染の状況	人口 10 万人あたりの新規感染者数（直近１週間）		131.7 人	レベル３以上
新規感染者数の直近１週間と先週１週間の比較			1.7	拡大傾向

（医療提供体制の負荷）

・　重症病床使用率は０%の状態が継続しているが、病床使用率はレベル２の状態が継続し、直近では 35%を超えるに至っている。

（監視体制）

・　検査陽性率はレベル３以上の状態が継続し、直近では 20%を超えて推移し、連日過去最高を更新している。

（感染の状況等）

・　人口 10 万人あたりの新規感染者数は急増し、レベル３以上の状態が継続し、現状では 100 人を超えて推移し、１月 23 日には過去最高の 142.1 人となった。新規感染者数の今週前週比も 1.0 を上回る日が続き、現状では 1.7 となっており、拡大傾向が続いている。

２　モニタリング指標（令和４(2022)年１月 24 日現在）

指　標	現在値	特記すべき事項
入院率	6.9%	１月中旬以降、低下傾向となり、現状では 10 %を下回り推移している。
中等症者数（酸素投与のみ集計）	16 人	徐々に増加しており、現状では 15 名を超えるに至っている。
人口 10 万人あたりの全療養者数（直近１週間）	159.4 人	新規感染者数の増加に伴い急増しており、現状では 150 人を超えるに至っている。
感染経路不明割合	47.3%	新規感染者数が増加に伴い増加傾向にあり、45%を超えて推移している。
発症日別陽性者数	229 人	新規感染者数が増加に伴い発症日と判明日のずれが生じている。
20～30 代の新規陽性者数及び割合	33.5%	20～30 代の新規陽性者割合は、増減はあるものの 35%程度で推移している。
中心部の夜間の人流（前週との比較）	宇都宮▲21.6% 小山　▲20.0%	増減はあるものの、前週との比較では顕著な増加傾向は見られていない。
病床使用数予測	3 週間後 170.7% 4 週間後 294.7%	（オミクロン株の特性等が反映されておらず参考指標として扱う）

３　国内の発生動向

全国の新規感染者数は、今週前週比 3.6 と急速な増加が続き、直近の１週間では 10 万人あたり約 147 となっている。新規感染者は 20 代を中心に増加している。全国で新規感染者数が急速に増加していることに伴い、療養者数が急増し、重症者数も増加している。

全国の新規感染者はオミクロン株への置き換わりとともに急増している。今回の感染者増は忘年会、クリスマス、年末・年始や１月の連休などによる接触機会の増加の影響が大きかったと考えられるが、オミクロン株の特性と現在の感染者数の増加速度やＰＣＲ検査陽性率などの推移から、今後も全国で感染の急拡大が継続するおそれがあり、早期の対策が必要。

【第 68 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和４年１月 20 日）資料より】

４　近隣都県の感染状況

直近１週間の陽性者数（～１／23　対人口 10 万人（前週比））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
135.1(2.49)	37.8(2.25)	117.7(2.92)	188.4(2.55)	205.7(2.76)	427.8(2.64)

【厚生労働省ＨＰ「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」より栃木県作成】

５　評価

- 本県の新規感染者数は、１日あたり新規感染者数(公表日ベース)は連日過去最高を更新（１/23：498 人）し、人口 10 万人あたりの新規感染者数も過去最高を更新(１/23：142.1 人)するなど、感染の急拡大が継続し、病床使用率も徐々に増加し 35%を超えるなど、医療提供体制への負荷が高まりつつある。
- そのような中、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受けることとなったことから、本県の基本的対応方針に基づき、まん延防止等重点措置区域となった場合の対策を確実に講じることで、感染の拡大を食い止め、県民の命と健康、暮らしを守る取組を行う。

栃木県における
まん延防止等重点措置

期間

令和4（2022）年1月27日（木）

～

令和4（2022）年2月20日（日）

実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域として、感染拡大を防止するために新型インフルエンザ等対策特別措置法第３１条の６、第２４条第９項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。
措置区域	栃木県全域
期　間	令和４（2022）年１月27日（木） ～ 令和４（2022）年２月20日（日）

●県民に対する協力要請

※まん延防止等重点措置適用に伴う、
新たな協力要請は下線部

栃木県全域

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「マスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
【特措法第24条第９項】
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用し、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を避ける【特措法第24条第９項】
- 営業時間の変更を要請した時間以降、営業している飲食店にみだりに出入りしない。
【特措法第31条の６第２項】

● 人との接触機会の低減【特措法第24条第９項】

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 同一グループ・同一テーブルでの５人以上の会食を避ける(※)
- 会食は２時間以内とする

● 感染に不安がある場合は積極的に検査を受検【特措法第24条第９項】

【慎重な移動】

● 不要不急の都道府県間の移動は極力控える(※)【特措法第24条第９項】

※ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による緩和は当面行わない

●事業者に対する働きかけ【法に基づかない働きかけ】

栃木県全域

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **感染拡大防止のための適切な取組の実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
  - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
  - 「会話する＝マスクする」運動への参加
  - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画(ＢＣＰ)の点検・見直し及び策定**

●飲食店等への要請

栃木県全域

対象施設

食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
〔飲 食 店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等
〔結婚式場〕結婚式場等（ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も同様の条件を求める。）

要請内容

営業時間の短縮・酒類の提供について【特措法第31条の６第１項】

	とちまる安心認証店		認証店以外
	以下、どちらかを選択する		
営業時間	５時～20時	５時～21時	５時～20時
酒類の提供	自粛(利用者の持込み含む)	20時まで	自粛(利用者の持込み含む)
協力金(中小企業等)	３万～10万円/日	2.5万～7.5万円/日	３万～10万円/日

共通事項【特措法第24条第９項】

・同一グループ・同一テーブル４人以内(※ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による緩和は当面行わない)
・業種別ガイドラインを遵守する。
・その他、まん延を防止するために必要な措置の実施

・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
・施設の換気を行う
・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
・滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

要請内容への協力状況については実地により確認する。

●大規模集客施設等(1,000㎡超)への協力要請 【特措法第31条の６第１項】

栃木県全域

施設の種類 (施行令第11条第１項)	内訳（施設の例）
劇場等 (第４号)	劇場、観覧場、映画館 など
集会場・展示場等 (第５・６号)	集会場、貸会議室、展示場、文化会館、多目的ホール　など
商業施設 (第７号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など
ホテル等 (第８号)	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設 (第９号)	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など
遊技場 (第９号)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク など
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、図書館 など
遊興施設 (第11号)	ナイトクラブ、ライブハウス など
サービス業 (第12号)	スーパー銭湯、美容室、クリーニング店　など
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 など

要請内容

まん延を防止するために必要な措置を講じる

- 従業員への検査推奨
- 入場者の整理・誘導
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 手指消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- 施設の換気を行う
- パーティション等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

入場整理の例

●施設全体

- 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

●売場全体

- 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のweb登録等により人数管理を行う
- 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

1,000㎡以下の施設についても同内容を講じる【法に基づかない働きかけ】

●イベントの開催についての要請【特措法第24条第９項】

栃木県全域

【開催に必要な要件】

① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること

② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること

・5,000人超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること

・それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、ＨＰ等で公表すること（終了後１年間保管）

③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
チェックリスト作成のみ	大声なし※3	100％以内※1	5,000人以下
	大声あり※3	50％以内※2	
「感染防止安全計画」策定・実施		100％以内 「大声なし」の担保が前提	20,000人以下

※１ 収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。

※２ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ２ｍ、最低1ｍ）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※３「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

○ ワクチン・検査パッケージ/対象者全員検査による制限緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。

○ 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む。

○ 1/28(金)までを周知期間とし、1/29(土)以降のイベントについて適用する。
1/28(金)までに販売されたチケットについては、利用可能とする。

感染急拡大を踏まえた県立学校での対応

〇感染防止対策をこれまで以上に徹底し、教育活動を実施する。ただし、感染状況によっては、時差登校・短縮授業・分散登校・オンラインを活用した学習を実施する。

〇感染リスクの高い教育活動は、実施しない。

〇部活動については、大会等を除き、原則中止とする。

〇校外での活動は、原則不可とする。

※市町立学校においても、部活動を原則中止とするなど感染防止対策の強化に努めていただきたい。

感染拡大防止営業時間短縮協力金〖第８弾〗　飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力いただいた飲食店等に対して協力金を支給します。

１　対象期間　①１月27日（木）から２月20日（日）までの全25日間
②１月28日（金）から２月20日（日）までの全24日間
③１月29日（土）から２月20日（日）までの全23日間
・営業時間短縮の準備ができた店舗から始めていただけるよう、対象期間を３種類としました。

２　対象地域　県内全域

３　支給額等

	とちまる安心認証店
A	・営業時間を５時から２０時まで短縮 ・酒類の提供は自粛 ・３～１０万円／日（中小企業等）
B	・営業時間を５時から２１時まで短縮 ・酒類の提供は２０時まで ・2.5～7.5万円／日（中小企業等）

とちまる安心認証店以外
・営業時間を５時から２０時まで短縮 ・酒類の提供は自粛 ・３～１０万円／日（中小企業等）

※ 認証店は、Ａ、Ｂどちらかを選択。

４　申請方法　郵送又はインターネット

５　受付期間　２月21日（月）から４月22日（金）　（ただし、インターネット受付は３月１日（火）から）

詳しくは、県ホームページでご確認いただくか、下記コールセンターにお問合せください。

【栃木県営業時間短縮協力金コールセンター】（１月27日開設）
電話番号：０２８－６５１－３７０７
受付時間：午前９時から午後５時まで（土日・祝日を含む）

第５回地域企業感染症対策支援補助金について

県内中小企業の皆様に対し、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を支援します。

【公募期間】　２月４日(金)10:00から２月21日(月)17:00まで

【補助率等】　補助率２／３以内、補助上限額100万円（下限10万円）

【補助対象】　不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラ、
パーティション、二酸化炭素濃度測定器及び空気清浄機
※感染症の急拡大を受け、早期に導入可能な機器等に限定

【申請方法】　オンライン申請（GﾋﾞｽﾞIDﾌﾟﾗｲﾑｱｶｳﾝﾄが必要）

詳しくは、県ホームページでご確認いただくか、「地域企業感染症対策支援補助金事務局」にお問合せください。
（電話番号）０２８－６７８－６８１５
（受付時間）午前９時から12時まで、午後１時から５時まで（土日・祝日を除く）

GoToEatキャンペーン

「GoToEatキャンペーン栃木食事券」の販売を停止します。

1　食事券の販売停止日　　令和４年１月27日（木）

2　食事券の利用について　食事券は引き続き利用できます。

＊テイクアウトの活用や、とちまる安心認証店など感染対策が徹底された飲食店を御利用ください。

＊利用期間は延長予定。

▹詳細は、決定次第、「GoToEatキャンペーン栃木食事券」ホームページで公表されます。

「食事券」に関するお問い合わせ（購入者向けコールセンター）	「加盟店」に関するお問い合わせ（飲食事業者向けコールセンター）
（電話番号）０２８－３４１－１６４７	（電話番号）０２８－３４１－２５５０
（受付時間）１０：００～１７：００（土日・祝日を除く）	（受付時間）１０：００～１７：００（土日・祝日を除く）

第２弾 県民一家族一旅行(隣県拡大版)の停止について

〇本県の「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、栃木県民及び茨城県民の既存予約分の旅行に対する割引及び地域限定クーポンの付与を停止する

〇停止期間

令和４年２月２日(水)の旅行から当面の間

（参考）これまでの経過等

・１月18日から　新規販売を停止

・１月27日から　群馬県民及び埼玉県民の割引等停止(既存予約分)

県民への呼びかけ・広報の強化

1 まん延防止等重点措置の適用を受け、市町と一体となり「感染防止対策徹底」等を呼びかけ

県の取組	
手段	実施内容
ラジオ・テレビ	CMの強化、番組内での呼びかけの実施
道路情報板 交通情報板	「まん延防止等重点措置適用中」「感染防止対策の徹底」の表示
広報車	県内全域　２台巡回

市町の取組	
県から市町へ依頼通知	
防災無線、広報車等による住民への呼びかけ	県から市町へ呼びかけ内容の音源等を提供
・コミュニティＦＭ ・ケーブルテレビ等へ協力依頼	
広報紙、ホームページ、SNS等	

2 若い世代・学生への呼びかけを強化
（感染防止対策の徹底、混雑した場所への外出・移動自粛、会食時のリスク）

若い世代	学生
・エフエム栃木で若い世代に特化したＣＭ実施 ・県公式ＳＮＳの活用	県内各大学、各専門学校等に対して、学生への周知を依頼

無料検査（感染拡大傾向時等の検査）の実施期間の延長について

感染拡大傾向時等の無料のＰＣＲ等検査について、感染拡大傾向が継続していることから、実施期間を延長する。

【対象者】

県内在住の、感染不安を感じる住民の方（無症状者に限る）

【実施期間の延長】

現　状：令和４年１月４日から令和４年１月３１日まで

延長後：令和４年１月４日から**令和４年２月２８日まで**

※検査拠点数（１/24～）：１４０ヶ所

社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮

【１月14日付け国事務連絡】

濃厚接触者の待機期間（原則10日）について、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能維持者に限り、陽性者との最終接触日から６日目のPCR等検査で陰性又は６日目及び７日目の抗原定性検査で陰性であった場合にも待機解除が可能

栃木県としての対応

- 本県でも、１月14日国事務連絡の取扱を導入
- 社会機能維持者の範囲は、国の基本的対処方針にある「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業に従事する者(※)とする

※主なもの
◆ 医療体制の維持（医療関係者等）
◆ 支援が必要な方々の保護の継続（生活支援関係事業者等）
◆ 国民の安定的な生活の確保（自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者）
◆ 社会の安定の維持（企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者）

- 取扱開始日：１月21日(金)